

# 昌子の広場

## 第68報

### 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@yahoo.co.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次	
・大阪府市町村振興補助金を辞退	P1
・平成19年度予算が可決されました	P2-3
・元和泉市長の不当利得返還訴訟に判決	P4

**大阪府市町村振興補助金を辞退  
平成19年度予算が可決されました  
元和泉市長の不当利得返還訴訟に判決**

**大阪府市町村振興補助金を辞退！  
法律に違反、議会軽視許せず**

#### 補正予算で承認したばかり

昨年9月の補正予算で、和泉市土地開発公社の健全化事業に対する補助金として、大阪府市町村振興補助金から700万円の補助金を受けの事案が提出され、議会で承認されました。

ところが、私が3月14日の予算委員会でその後の状況を質問したところ、和泉市はこれを辞退することが分かりました。大阪府の突然の要請に本意ながら従ったと言うことです。

この補助金は、大阪府の依頼で和泉市土地開発公社が先行取得した弥生博物館横の文化財保護事業用地が、予定時期を過ぎても大阪府が買い上げないため、土地の値下がりや毎年の金利負担で、公社の財政を圧迫している為これを回避するため金利相当分を大阪府が和泉市に補助するものです。

#### 大阪府が突然辞退を要請

ところがこの補助金は、大阪府市町村振興補助金の補助目的が「行財政の改革」であり、金利補填は補助金の支出目的に反するとして、補助金の支出の差し止めを求めて市民から訴訟を起こされているものです。大阪府と和泉市間の不透明な土地取引の後始末をこの補助金で行うのは道理に合わないというものです。

今回の大阪府の要請は、この訴訟対策の色彩が強い

ものです。裁判では勝てそうにないので早々に引っ退めた感があります。

#### 議会軽視も甚だしい

議会では、この補助金の目的について昨年の総務文教委員会と決算特別委員会で複数の議員から質問があり、市は大阪府と十分協議したもので、土地開発公社の健全化計画の平成21年度まで3年間これに対応すると答弁し、補正予算が承認されたものです。

それが、市民から訴訟を起こされたからと言って、決まったばかりの補正予算を反古にするなど議会軽視も甚だしいものです。もともと文化財保護事業用地の問題は、既に別の訴訟が起こされているもので、十分に精査して補助金が決定されるべきで、その点から大阪府も和泉市も本件に関する検討は余りに杜撰であったと言われても仕方ありません。議会に提案する限りは、法的な問題が無いかなかを検討することは常識と思います。

大阪府は平成19年度に前向きに検討すると言っていますが、今回の轍を踏まないよう十分な検討をして対応することを要望します。約束通り大阪府がこの土地を買い上げる事無しに、色々知恵を働かす事に無理があるのではないのでしょうか。

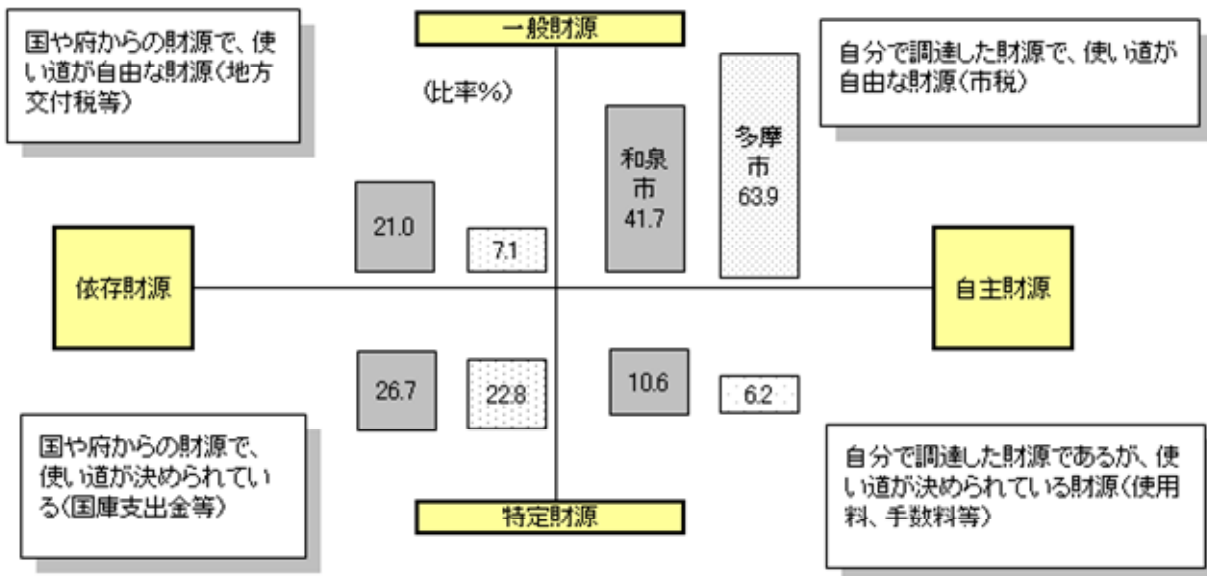


# 平成19年度予算が成立

平成19年度予算が成立しました。この予算は企業業績の向上や税制改革の影響で市税が増加し、予算規模は拡大しています。

## <歳入の特徴>

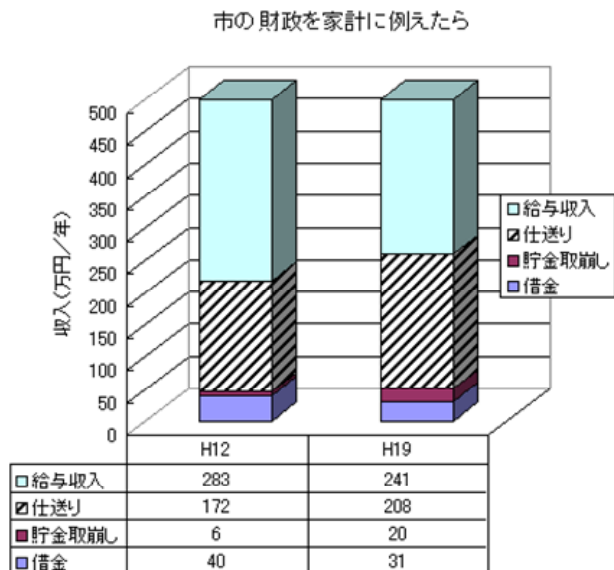
ここで比較した東京都多摩市は財政規模が和泉市とほぼ同じで、經常収支比率は93.1%、基金残高は100億円を超え比較的健全な財政基盤を有している市です



上図は、和泉市と東京都多摩市の19年度予算を比較したものです。一般財源か特定財源かは、使い道が決まっている収入かどうか、自主財源か依存財源かは、自分で稼いだものか又は国や地方から頂いたものかの違いです。従って財政に弾力性があるか否かがこれで大まかに分かります。右上のところが多いほど弾力性が高いと言えます。即ち市税収入が多いかどうかです。和泉市はそれが約4割、それに比し財政的にゆとりがある多摩市は実に6割を超えています。税収が増加しているとはいえ和泉市の財政は決して盤石とは言えません。

## <市の予算を家計に例えたら>

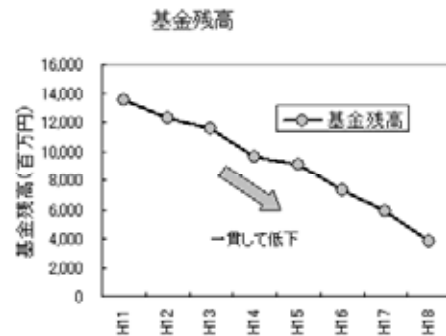
市の予算を、年間500万円の家計に例えたら、どのようになっているでしょう。



平成12年と比較したものです。

市税を中心とする給与収入は全体の約半分で、今回税収が増えたと言っても、H12年から見れば、少なくなっています。それに比べ、国や府からの地方交付税等の仕送りが約4割もあり、自立した財政とはとても言えないものです。

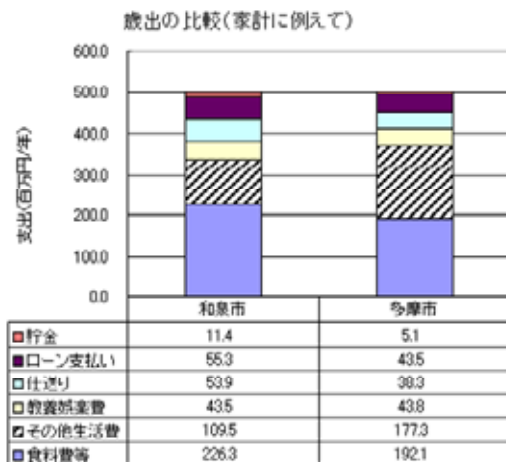
新たな借金(地方債)は減少していますが、その分貯金(基金)の取り崩しが多くなっており、蓄えが年々少なくなっています。



多摩市に比較し生活保護などの扶助費を中心として義務的経費が多い事が特徴です。特別会計等への繰り出し金も多く、借金の返済の公債費の比率も高い。支出の硬直化の解消が課題。

< 歳出について >

歳出	歳出額(百万円)		500万円の家計に例えたら	
	和泉市	多摩市	和泉市	多摩市
人件費	10,578	9,279	100.6	106.5
扶助費	13,232	7,447	125.8	85.5
公債費	5,821	3,785	55.3	43.5
義務的経費計	29,631	20,511	281.7	235.5
物件費	6,258	8,924	59.5	102.5
維持補修費	134	277	1.3	3.2
繰り出し金	5,672	3,332	53.9	38.3
貸付金	105	444	1.0	5.1
補助費等	5,131	6,243	48.8	71.7
積立金	1,092	1	10.4	0.0
予備費	50	0	0.5	0.0
その他の経費計	18,442	19,221	175.3	220.7
普通建設事業費	4,523	3,811	43.0	43.8
災害復旧事業費	4	0	0.0	0.0
投資的経費計	4,527	3,811	43.0	43.8
総計	52,600	43,543	500.0	500.0



予算委員会で質問

< 職員互助会について >

(質問) 市長は互助会について、市長会のアンケートに如何に回答したか

(答弁) 共済、健保と統合し、費用対効果が上がり給付事業を削減するように。なにわ会館は早期に廃止の方向と回答した記憶あり。

(質問) 市長会は互助会を廃止する方向で検討していると聞いているが

(答弁) 市長会で、H19 年度末をもって互助会への補給金支出を停止する申し合わせを行っている。

(質問) 互助会自身の考えはどうか

(答弁) 実質的議論には入っていないようだが、理事会や評議委員会で今後検討が進められる。

(感想) 互助会問題はヤミ退職金に端を発した職員厚遇問題等で、市民から多くの批判を浴び、一昨年末に退会給付金制度を廃止しました。現在も多くの市から裁判が起こされています。互助会は共済や健保との重複事業も多く、単独で存在することは最早困難となっているものです。

< 住基ネットについて >

(質問) 住基ネット関連の費用は、住基カードの発行枚数は?

(答弁) 平成 18 年度末迄にシステム開発費に 5,098 万円、運用コストに 3,3767 万円かかっている。カード発行は 1,117 枚で市民全体で見ると 0.62%の普及率である。日々の運用は市民課で担当 1 名を交代で配置している。

(感想) 住基ネットはプライバシー問題から裁判が

起こされ、大阪高裁で違憲判決がなされ、箕面市では判決が確定しています。和泉市に限っても 1 億円に近い税金が使われ、これに対しカードの普及は遅々として進まず、全国一律のシステムとの理由で自治体に負担を強いているもので、市民にとって効果は実感出来ません。私も別訴訟での住基ネットの廃止の原告の一員です。

< 泉州東部農用地整備事業について >

(質問) 進捗状況は。事業費の償還は。

(答弁) 基幹農道は平成 20 年 2 月完成。市への移管は同年 3 月の予定。農地は来年 3 月まで各団地が順次完了の予定。事業費の償還は和泉市は平成 21 年 2 月から 15 年間掛けて、毎年約 2 億円総額 30 億円償還予定。

(質問) 基幹農道の譲り受けは

(答弁) 善正～父鬼間の本線及び支線全体で総額 10,547 百万円を譲り受ける

(感想) 私は、この事業は大型バスも通行できる全舗装の基幹農道を中心に必要性の乏しい事業と言ってきました。岸和田市などは財政上から農道の建設から撤退しています。緑を破壊し、巨額の費用をかけて細切れ道路を作る意味がありません。いよいよ、平成 21 年から 15 年間毎年 2 億円を和泉市は払い続けねばなりません。このお金は財政健全化の為にやっている職員の給与のカットにほぼ相当する額です。又 100 億を超える費用を投じた農道を譲り受ければ、将来これの補修費用等の維持管理費が必要になります。当面お金が必要ない事から安易に事業を進めれば後顧の憂いを残すこととなります。後になってどうしてこの様な無駄な事業をしたのだと言われるのは目に見えています。



## 稲田前市長の不当利得返還訴訟敗訴

稲田前市長が逮捕拘留期間中に給与の全額を受け取ったのは違法として、その給与（159万円）の返還を求めた裁判です。

同様な裁判で返還を求めた判決がありましたので、勝訴を期待していましたが残念な結果となりました。普通の市民の感覚が司法に通じなかった事が残念です。判決には承服できかねますので上級庁の判断を仰ぎたいと思っています。

この裁判での争点は二つありました。

1点目は、職員が退職したときに月の半ばであっても当月の給与の全額を支給する条例に従って前市長も当月給与の全額を受け取ったことです。この条例には但し書きがあり、懲戒処分等を受けて退職したときは、退職時までの給与しか支払われません。市長には懲戒処分が無いので、この但し書きに当たらないという理由です。市長には懲戒処分はありませんが、これに相当するとして訴えていたのですが、認められませんでした。

2点目は、給与に関する条例で、職員が勤務についていないときはその分の給与を減額するという規定があります。市長は逮捕拘留中は勤務がまったく無いことから、市長についても給与の減額を求めたのですが、市長にはその地位に対して給与が支払われているとして、訴えが認められませんでした。これと全く同じ事件で給与の減額を認めた判例があり、又地位に対して給与が支払われる議員についても同様の減額をした判例があります。それらの判例を全く評価せず判断した不当なものです。

収賄の罪で逮捕され、当初はこれを否認していたが、観念して自白したものでその結果辞職まで長期間を要したものです。議会もこれに迅速に対応せず自然失職まで手をこまねいた責任も問われます。当時は理事や助役の逮捕が続き、市長の逮捕で和泉市の体面は決定的に傷つけられ、市政に対する信頼を失墜させた責任はきわめて大きいものです。そのような状況下で勤務が無く、職務を全く果たしていない市長に給与を支給することは、到底市民（一般人）の理解を得られるものではありませんし、社会的公正・正義にも反するものです。法令を杓子定規に適用し、これらを斟酌しない司法のあり方に疑問を感じます。

## 昌子の日記

- 3/1 本会議
- 3/2 民生企業委員会
- 3/4 高石市長候補者事務所開き
- 3/5 産業建設委員会傍聴、ソロプチミストと教育長面談
- 3/6 和泉中央駅会報配布、総務文教委員会傍聴、榎尾

## 川ダム定例会

- 3/7 大阪地裁へ（文化財保護事業用地裁判）
- 3/8 予算委員会準備
- 3/9 予算委員会準備
- 3/10 高石市議候補者事務所開き
- 3/11 泉大津市議会候補者事務所開き
- 3/12～15 予算委員会
- 3/16 緑ヶ丘小学校卒業式
- 3/19 北松尾幼稚園卒園式、議会運営委員会
- 3/20 和泉中央駅会報配布、いぶき野保育園、いぶき野セカンド保育園竣工式、高石市長候補者応援、和泉九条の会講演会
- 3/22 和泉中央駅会報配布、大阪地裁（前市長給与返還訴訟）
- 3/23 信太山駅会報配布、一般質問
- 3/24 無名の人（石井筆子の生涯）映画鑑賞、みんなのまちの未来を考えるシンポジウムパネラー
- 3/25 京田辺市長候補応援集会パネラー、いきいきネット相談支援センターの活動について
- 3/26 一般質問
- 3/27 本会議
- 3/28 事務所運営委員会、市政相談会
- 3/29 EMグループ集会
- 3/31 脱ダムネット関西シンポジウム

### 事務所行事 > いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

（事務所 緑ヶ丘1-3-15）

### 万葉講座（場所 緑ヶ丘自治会館にて）

・講師 大高勇さん（犬養万葉顕彰会会員）

会費 1,000円

・4/14（土）瀬戸内の船旅

・5/13（日）万葉バスツアー 室の浦（相生）

万葉岬を訪ねて

### ちぎり絵

・講師 西原志満子さん

・4月18日（水）13時～16時

・材料費実費 参加費無料

### パソコン講座（参加費無料）

・3月、4月は休講です。5月の連休明けから再開します。

・パソコンが初めての方もどうぞ遠慮なく。

初めてこられる方はご連絡下さい

### 市政相談会

・第2、4水曜日 20:～21:30

この時間帯で都合のよい時間にお越し下さい